

民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正
 正案 新旧対照条文

○民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（平成三十一年法律第

号）

（傍線部分は修正部分）

修正後	修正前
<p>附則</p> <p>（差押債権者の金銭債権の取立て等に関する経過措置）</p> <p>第三条〔略〕</p> <p>2 施行日前に第一条の規定による改正前の民事執行法第五十五条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により差押債権者が金銭債権を取り立てることができることとなつた場合における新民事執行法第五十五条第五項から第八項まで（これらを準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第五項中「第一項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなつた日（「とあるのは「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号。以下「民事執行法等一部改正法」という。）の施行の日（同日以降に）」と、同条第六項中「第一項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなつた日」とあるのは「民事執行法等一部改正法の施行の日」とする。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>附則</p> <p>（差押債権者の金銭債権の取立て等に関する経過措置）</p> <p>第三条〔略〕</p> <p>2 施行日前に第一条の規定による改正前の民事執行法第五十五条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定により差押債権者が金銭債権を取り立てることができることとなつた場合における新民事執行法第五十五条第五項から第八項まで（これらを準用し、又はその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第五項中「第一項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなつた日（「とあるのは「民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律（平成三十一年法律第 号。以下「平成三十一年改正法」という。）の施行の日（同日以降に）」と、同条第六項中「第一項の規定により金銭債権を取り立てることができることとなつた日」とあるのは「平成三十一年改正法の施行の日」とする。</p> <p>3・4（略）</p>